

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

(法人の名称) 殖産開発株式会社

1 事業実施の方針

住宅確保要配慮者が円滑に入居し、入居後も安定した居住を継続できるよう、住宅確保要配慮者居住支援法の趣旨を踏まえ、関係機関と連携しながら支援業務に取り組む。

特に、住まい探しから入居、入居後支援までを一体的に行うとともに、サブリース等を活用した住宅確保支援を重点的に実施する。

あわせて、居住支援に関する情報の共有などで、居住支援体制の基盤強化を図る。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談 ② 不動産店への同行による支援 ③ サブリース月36千円～64千円 ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内	① 事務所 ② ③福岡市及び近郊	① ② ② 2名	住宅確保要配慮者 全般 ① 60名 ② 60名 ③ 60名	① 90 ② 90 ③ 2,160
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的な訪問による見守り月2以上IoT等による24h見守り月700円 ② 居後の生活に関する相談対応、関係機関との連絡調整及び必要な支援へのつなぎ業務	支援対象者宅(福岡市及び近郊)	① 2名 ② 2名	① 住宅確保要配慮者60名 ② 60名	222

法第 62 条 第四号に掲げる業務	居住支援制度等に関する情報収集 オーナーや管理会社、宅建協会への 情報提供	事務所、 不動産 業者(福 岡市及 び近郊)	2 名	オーナーや管理会 社、宅建協会	1499
法第 62 条 第五号に掲げる業務			0		0
法第 62 条 第六号に掲げる業務	居住支援協議会の設立準備への参 画、 福岡市、糟屋郡の居住支援協議会の セミナー、研修会等への参加	福岡市、 糟屋郡	2 名		130

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	福岡市居住支援協議会に構成員として参加 糟屋中部 3 町合同居住支援協議会の設立準備メンバーとして参加、同協議会に 構成員として参加 福岡市からの住宅確保要配慮者の住まい探しを実施
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	居住支援活動に理解を得られた不動産業社、管理業者と連携しサブリース物件 の提供依頼をする 債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証 審査を行う
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	全国居住支援法人協議会主催のオンラインによる研修会やセミナーに参加 福岡市、糟屋郡の居住支援協議会のセミナーへの参加 地域包括センター等でのロールプレイやディスカッションへの参加

(備考)

1 2 については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律

第 112 号。以下「法」という。) 第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。

2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。

3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。

4 必要に応じて、欄を広げて記載する。